

## 論文

日常生活支援住居施設によるホームレス経験者を  
居宅生活につなぐ支援

内田 充範

UCHIDA Mitsunori

要旨：2002年「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、国及び地方自治体は、本格的なホームレス支援を開始した。2003年に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査」で、全国581市区町村において25,296人のホームレスが確認されたが、2024年1月の全国調査では、ホームレスが確認された地方公共団体は、217市区町村で2,820人となっている。

特別措置法が制定されてからの10数年間の支援は、自立支援センターを中心に実施されていたが、2013年の生活困窮者自立支援法の制定にともない、ホームレスが生活保護法を実質的に利用する自立支援のルートが創られた。このように、ホームレスへの支援が充実していく中、自立支援センター及び生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業以外のホームレスへの生活保護適用の受け皿としての役割を果たしていた無料低額宿泊所の居住環境が劣悪であったり不当に高額な利用料を徴収したりしているという新たな問題が浮上した。この「貧困ビジネス」への対策の一つとして新設されたのが日常生活支援住居施設である。

本稿では、日常生活支援住居施設への視察調査及び入居者へのインタビュー調査をもとに、日常生活支援住居施設がホームレス経験者である入居者を居宅生活へつなぐための支援について論考した。

その結果として、ホームレス経験者は、日常生活支援住居施設を利用することによって、健康状態の回復を得るとともに、職員やスタッフのかかわりによって安心と自由を感じている。このように心身の安定が図られることによって施設から居宅生活に移行するイメージを持てるようになっていく。また、居宅生活を送る場所の選定においては、退去した後の地域生活を送る上でのソーシャルサポートネットワークの形成が重要となる。よって、日常生活支援住居施設が、他のホームレス経験者を支援している施設や管外の行政機関と良好な関係を築き、支援関係者同士のネットワーク形成も必要と考える。

キーワード：日常生活支援住居施設、ホームレス経験者、居宅生活、安心と自由、ソーシャルサポートネットワーク

## I. はじめに

2002年「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」<sup>1)</sup>(以下、特別措置法)が10年間の時限立法として制定され、国及び地方自治体は、本格的なホームレス支援を開始した。さらに、翌年2003年には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が、厚生労働省から示された。基本方針策定にあたっては、「ホームレスの実態に関する全国調査」(以下、全国調査)が実施され、全国581市区町村において25,296人のホームレスが確認された<sup>2)</sup>。この第1回全国調査から20年以上が経過し、この間、国及び地方自治体による様々なホームレス支援が実施され、2024年1月の全国調査(厚生労働省2024)において、ホームレスが確認された地方公共団体は、217市区町村で2,820人となっている。

特別措置法が制定されてからの10数年間の支援は、自立支援センター(以下、支援センター)を中

心に実施されてきた。支援センターは、ホームレスに対して、3～6か月の期間、無料で住居・食事・衣料を提供し、資格取得支援や職場体験・職業紹介という就業支援を行うとともに、負債のある人への債務整理等の法律相談へも繋いでいる。

また、2003年には、厚生労働省は各自治体に、ホームレスへの生活保護の適用に関する二つの通知<sup>3)</sup>を出した。この通知により、保護開始時の敷金支給が開始され、野宿状態から直接、居宅保護の措置を受けられるようになるとともに、生活保護への申請が重視され、「稼働能力」がある、資産がある、扶養義務者がいるとされる場合<sup>4)</sup>でも、それらを活用できる状態・状況にないと判断されれば、居宅や施設保護の措置が取られるようになった(天倉 2010)。

その後、2013年には、生活困窮者自立支援法が制定され、2015年からは支援センターと同じく3～6か月の期間宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むための必要な便宜を供与する一時生活支援事業が開始された。本事業は支援センターを設置していない地方自治体においてもホームレスへの支援を可能とするものである。本法では、生活困窮者自立支援法の支援対象者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。つまり、現に最低生活を維持することができていない者に対しては、生活困窮者自立支援事業で対応するのではなく、生活保護相談へとつなぐわけである。このことについて、奥田は、「センターを設置しなかった自治体においては、生活保護法を実質的に利用する自立支援のルートを作り出したことにある」<sup>5)</sup>と評価している(奥田 2018)。

このように、ホームレスへの支援が充実していく中、支援センター及び生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業以外のホームレスへの生活保護適用の受け皿としての役割を果たしていた無料低額宿泊所<sup>6)</sup>の居住環境が劣悪であったり不当に高額な利用料を徴収しているという生活保護費をピンハネする「貧困ビジネス」という新たな問題が浮上してきた(山田 2020)。この無料低額宿泊所の「貧困ビジネス」への対策の一つとして新設されたのが日常生活支援住居施設である。

本稿では、日常生活支援住居施設への視察調査及び入居者へのインタビュー調査をもとに、日常生活支援住居施設がホームレス経験者である入居者を居宅生活へつなぐための支援について論考する。

## II. ホームレスが生まれる労働事情

### 1. 日雇い労働者からのホームレス化

ホームレス問題は、寄せ場<sup>7)</sup>における日々激減する求人数に伴う就労可能日数の絶対的少なさによって仕事を得られなかった者が宿泊の手段を失い野宿者になるという就業構造から発している(堤 2010)。具体的には、1960年以降の日本の高度経済成長期において、関東では、1964年の東京オリンピック、関西では1970年の大阪万国博覧会開催の関連事業、さらに、地下鉄工事や高速道路等の都市基盤の整備が進められる中での労働者需要が増大し、寄せ場に大量の労働者が滞留したことによるものである。

寄せ場の求人は、1960年代から1970年代にかけては建設業、港湾・運輸業、製造業からの求人がそれぞれ一定程度の割合を占めていたが、オイルショックを経て、建設業からの求人がほとんどを占めるようになった。しかし、1990年代までは、景気の循環、就労と失業の繰り返しの過程で一時的に野宿を余儀なくされることはあっても、高齢や傷害・疾病などにより就労不能に陥らない限り、まったく雇用されなくなって長期間の野宿生活を余儀なくされることはなかった。それが、1990年代のバブル景気の崩壊後の景気後退による求人数の減少が日雇労働者から就労の機会を奪ったことが一つの要因であ

る。さらに、当時の求人には55歳未満という年齢制限<sup>8)</sup>が付されたこと、建設需要そのものの減少とともに技術合理化、技能構成の変化、建設生産の計画化などに伴う半技能労働力を恒常的に抱え込む生産過程の合理化という就業構造の変容によって日雇労働者から就業機会が奪われていったことも要因となっている(大倉2010a)。

川上は、ホームレスは日本全体の社会的経済的構造変動から生じてきたものであるとして、過剰労働人口は、産業とくに建設、運輸、製造業などの労働人口の予備労働人口として一部は不安定な就業の中できわめて流動的な性格を持つとともに、その一部はそのような状態に長く置かれる中で『停滞化』しつつ、固定的な『停滞層』を形成し、『浮浪』層となってその他の地域に拡散していく(川上2005)とその構造を分析している。

## 2. 寄せ場経験のない現代的ホームレス

2008年末から2009年にかけて、社宅や寮を追い出されてホームレス状態になっている人を支援するため厚生労働省前の日比谷公園に年越し派遣村が開設された。マスメディアによる報道では、派遣などの非正規労働者であった人々が失業と同時にホームレスとなったとのことだった<sup>9)</sup>。

この状況の原因は、2001年以降の政府の財政再建に向けた政策としての社会保障改革や規制緩和などの小さい政府・構造改革路線が貧困を拡大させたことにある(駒村2009)。つまり、政府が経済効率を最重要視し、格差拡大を容認したことで貧困問題が生じ、貧困の連鎖<sup>10)</sup>と言われるように親世代の貧困が子ども世代に継承されていることもホームレス化の要因と考えられる。また、妻木・堤は2007年のネットカフェ生活者の調査から、生育家族の家計の困難さ、家族関係の不安定さなどが背景にあると述べている。具体的には、低学歴<sup>11)</sup>が職業生活への意向を困難にし、初職で正社員として勤めても多くが社会的不利な条件と結びつく形で転職や解雇を経験している(妻木・堤2010)。その結果としてのホームレス化である。また、ホームレス問題への「家族責任」に関して、ネットカフェ生活者の「うちの家族は世間一般にみられるような家族とは全く違う」という言葉のように、助けを求められないだけでなく家族と関係を持つことによって、さらに状況が悪化する例もある。

妻木・堤は、ホームレスの人々とは、「富裕化・近代化の負の側面」として生み出されたというより、富裕化・近代化の過程において社会の周縁に据え置かれてきた人々であると言えるのではないだろうか(妻木・堤2010)と述べている。そうであるならば、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指すという国の取り組みにおいて、ホームレスへの支援を一層充実させていかなければならないと考える。

## 3. 日常生活支援住居施設とは

日常生活支援住居施設は、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設である無料低額宿泊所のうち、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設である<sup>12)</sup>。

日常生活支援住居施設に入居する被保護者に対する個別的・専門的な日常生活支援を行うにあたり、当該被保護者の生活保護法第19条に規定する実施機関<sup>13)</sup>から日常生活支援委託事務費が支弁される。

日常生活支援住居施設は、日常生活又は社会生活を送る上で何らかの課題を有し、単独では居宅での生活が困難な状態である方を入居させ、その生活課題に関する相談、入居者の状況に応じた家事等に関する支援、服薬等の健康管理支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との連絡調整を行うことにより、その者の状態に応じた自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう利用されるものと

規定されていて、日常生活支援住居施設の入居者は、保護の実施機関が決定するものである。

### Ⅲ. 研究方法

#### 1. 分析の視点

本研究は、2020年10月から生活保護法第30条の保護施設の一つとして規定された日常生活支援住居施設の入居者の実態を明らかにし、ホームレス経験者が地域に定着して居宅生活を送ることができるようにするための支援について検討するものである。

#### 2. 調査方法

2023年3月にX日常生活支援住居施設（以下、X施設）の支援状況について訪問による実態調査を実施した。次いで、X施設に入居しているホームレス経験者5名を対象にインタビュー調査を実施した。A氏及びB氏については、2023年10月、C氏及びD氏並びにE氏については、2024年6月に行った。インタビュー調査の実施場所は、いずれもX施設内の他者の出入りを禁止した状態の相談室である。インタビューは、対面で事前に伝えた項目について答えてもらう構造化インタビュー形式で行った。

#### 3. インタビュー協力者

インタビュー協力者は、X施設に依頼し、近々施設を退所して地域で在宅生活を送る準備段階にある年齢層の異なる利用者の中から了解を得られた5名を選定してもらった。

#### 4. 倫理的配慮

インタビュー協力者に対して、研究の目的および方法、研究参加の任意性と参加撤回・辞退の自由、個人情報保護、得られたデータの利用範囲および研究成果の公表、研究に参加することで得られる利益と不利益、研究の科学的価値や当該領域・社会に対する貢献、利益相反等について、研究同意説明文書及び口頭にて説明をした。そのうえで、調査協力者の同意を得て、研究参加同意書2通に署名をいただき、インタビュー協力者及び研究者それぞれで保管している。なお、本研究の実施にあたっては、山口県立大学生命倫理委員会の承認を得ている（承認番号【2023-28号】）。

### Ⅳ. 結果

#### 1. X施設の状況

X施設の2023年3月15日時点での状況は以下のとおりである。

入居者の年齢構成は、20～30歳未満1人、40～50歳未満1人、50～60歳未満1人、60～70歳未満7人、70歳以上21人の計31人が入居していて、全員が生活保護を受給している。入居期間は、3か月未満6人、3～6か月未満3人、6か月～1年未満8人、1～3年未満7人、3～5年未満6人、5年以上1人となっている。調査日時点で、就労収入のある人は1人のみで労働・福祉センター<sup>14)</sup>から紹介のある仕事や空き缶拾いをしている<sup>15)</sup>。日常生活支援住居施設となった2021年4月以降の施設退去後の行き先は、公営住宅7人、民間アパート9人、高齢者施設15人、病院への入院3人、簡易宿泊所2人、死亡1人、その他1人となっている。支援内容としては、福祉事務所の生活保護担当者と具体的な協議のうえ初回個別支援計画を作成し、その後は、6か月に1回以上の個別支援計画の検討<sup>16)</sup>を実施している。

X施設は隣県の無料低額宿泊所と情報交換等を行い、支援の充実に努めている。両施設ともに入居

者は高齢化していて、転居支援や転居後のアフターフォローなど共通した課題を抱えている。お互いの状況を確認することによって、それらの課題に対する支援の方向性について検討するとともにその実現に向けての体制整備等についても模索している。

## 2. インタビュー内容

### A氏(80歳代前半)

家業を手伝いながら親族の所有するマンションに住んでいたが、家業の業績悪化によりマンションが売却され退去した。アパートを探していたが、友人の紹介でおよそ8年間無料低額宿泊所へ入居していた。そこからX施設に入居した。

X施設での暮らしについては、衣食住が保障されていて満足している。X施設は厳しい規律もなく、入居者同士の交流もあり楽しんでいる。ここに来て、一番良かったのは、健康になったことである。もともとスポーツが好きで野球を40歳までやっていた。柔道の経験もある。その後も運動はよくしていた。今もラジオ体操を毎日一回はしている。

食事はパンが好きで朝食はパンとコーヒーで済ませている。それから、タバコも楽しみの一つである。

コロナの影響で人とのつながりが難しくなったが、施設外の同年代の男女と月1・2回コーヒーを飲みながら世間話をしている。

週2回デイサービスを利用していることも、施設外の人との交流になっている。デイサービスでは、カーテンの開け閉めを手伝ったりしている。今はまだ、考えていないがいずれは高齢者施設へ入るのだろうと思う。入居者には体が不自由な人もいる。自分は自立してそこそこ健康だが、人の世話をしているときに度々躓くようになった。80歳を超えて、体力は落ちたと思う。しかし、まだまだ動けるので、自分ことは自分でやる。身の回りのこと、自分のことをできるだけ自分でやるのが健康を維持する秘訣だと思う。

結婚歴はあるが、妻は亡くなり子どももいない。6人兄弟だったが、今は弟と二人になった。

### B氏(70歳代半ば)

派遣の作業員として、パッカー車でごみ収集をしていた。このため仕事で回っていたところの道には詳しい。しかし、リーマンショックで失業し、約10年間河川敷の橋の下で生活していた。ブルーシートを使って自分で小屋をつくった。ホームレス生活は、夏は暑く冬は寒い。アルミ缶を拾って1kg80円で売り生活していた。その日暮らしで先のことは考えていなかった。足を痛め市役所に相談しホームレス支援施設に1か月入居したが、再びホームレスとなり、ネットカフェなどにいた。2年前に、字が書けなくなり、おかしいなと思っていたところ、脳梗塞で倒れ救急搬送され、4か月入院した。その後リハビリで回復し、病院から市役所に連絡してもらい、知人が利用していたここに入居となった。

ここの生活に不満はない。安心して暮らせている。月曜日と金曜日の週2回、デイサービスに通い、機能訓練をしている。痛風と骨折後で、四点杖を使って歩いている。階段の昇り降りには苦勞している。立ち上がりには補助が必要である。買い物は肩にひもをかけてレジ袋を提げている。近隣のアパートの人や釣り人、以前のホームレス仲間との交流がある。焼き肉、おでん、カレーなどをつくって食べることもある。料理はできるので、体を治して、いずれはアパートに入居したい。そうしたら、ホームレス仲間の支援もしてみたい。今はまだ無理だけど、体力には自信がある。施設の行事や町会にも参加している。

25年前に離婚した。子どもが4人いる。前妻とは今も連絡はとっている。

### C氏（50歳代後半）

25歳で上京し、プログラマーとして会社を変わりながら一昨年9月まで仕事をしていた。

勤務先の人のが保証人となっていたことから、仕事を辞めたことで保証人がいなくなり、借家を出なければいけなくなった。その後、7か月ネットカフェで生活しながら仕事を探した。昨年4月に元の職場の人と話がついて、月の半分くらいのペースで仕事を再開した。栄養不良がたたったのか、強度貧血のため、動機息切れがひどく100mの歩行も困難な状態になった。12月に、朝上半身を起こせないままになって、地下2階で階段を上することもできず、救急搬送で入院となり、医療ソーシャルワーカーの紹介で生活保護申請をした。原因は胃潰瘍によるもので、入院時ヘモグロビンは普通の1/4だった。約40日間入院の後、住居がないことから、こちらでお世話になることになった。

独身で親兄弟との付き合いはなく、友人もいない。非正規で働いてきたことから、医療保険にも加入してなくて、携帯も持っていなかった。食事もビタミン剤でしのいでいた。

入居後も胃の除菌等で通院している。食事は仕出し弁当かスーパーの惣菜等を買っている。スマホの契約をすることができ、仕事柄パソコンを持っていたので、ポケットWi-Fiを購入して、ニュース等の情報を得ている。

こちらでの生活はとてもいい。職員やスタッフの対応はとてもよく、居心地はいい。外出は自由で拘束されることもない。

ここでの自立に向けた計画は、①通院②住民票を得てマイナカードを作成③スマホ購入その後、家を見つけ、仕事に就くというものである。プログラマーとしてなら在宅ワークも可能なので、前の職場の人に仕事を頼む予定。このため、不動産屋を回って、内見をしているが、家賃が生活保護の住宅扶助限度額以下ということと保証人が課題。

この1年間、ずっと不安の中で暮らしていた。入院して治療を受けられ、体も動けるようになった。余裕はないけれど、好きなものを買って食べることができるし、体力も100%復活とは言えないがデスクワークなら可能なまでになった。部屋を借りて、その後何年できるか分からないけれど、仕事をした。もともとプログラミングが趣味で、仕事があればすぐにでも働きたいと思っている。

### D氏（60歳台半ば）

20代後半に結婚したが、離婚。実家とも30年以上音信不通。パチンコ店で20年働き店長をしていた。8年間大阪のファミレスで働いたが、リストラに合い、一時ぶらぶらしていた。その後、ホームレスとなり、12年間路上生活を送っていた。主に公園にいたが、児童館や憩の家の玄関先で雨をしのいだ。職員とも顔見知りになり文句は言われなかった。冬の寒さは、着込んで、段ボールや寝袋、ひざ掛けなどでしのげる。アルミが入った敷物なども使える。夏は暑さがこたえる。水分補給に気を付け、日中は図書館などで過ごしていた。

朝3時半ごろ起きて、自動販売機周辺で200～300円見つけたりしていた。コンビニの廃棄物などを顔見知りの店員が差し入れしてくれる。たいていの人とは知り合いになっていて、愚痴を聞いたりしていた。人の話を聴くのは好きで、挨拶もする。愚痴聴きのお礼の他、たばこやジュースを置いていく人もいる。最近、フードパントリー<sup>17)</sup>と言って、保存食を月2回もらえる。また、漫画喫茶の住人なども路上生活をするようになっていた。

昨年12月半ばに風邪をこじらせて、巡回ボランティアに相談したら、救急搬送となった。結果肺炎を起こしていた。生活保護申請をして1か月半入院した後入居した。今も3か月に1回検査に通院している。

ここでの生活は、いい。貧困ビジネスのイメージを持っていたが、ここは全く違う。個室だし、喫煙場所もある。余計な干渉もなく不満はない。趣味は読書で、図書館で年間800冊くらい読む。新刊は高いので、ブックオフで購入することもある。

自立に向けた計画は、①体を治す②住民票、マイナカード、通帳をつくる③半年後にはアパートを借りて一人暮らしをすることになっている。洗濯や掃除を面倒くさがれる性格なので、そこも直さないと・・・。

月1回は、フードパントリーに顔を出しているの、公園生活時代の人と今もつながりはある。たまに食事をしたり、行きつけだった店をのぞいたりしている。以前は、寝ていても、物音などすると飛び起きて安心して眠れなかったが、今はゆっくり眠れる。もう元には戻れない。都心は公園が多く、公園に行けば人と繋がりができる。これからもたくさん本を読みたいので、視力が落ちないように健康第一と考えている。

#### E氏（70歳代後半）

故郷の自動車工場で19年間働いた。結婚したが、子どもは居なくて離婚した。25年前に上京して、コックとして9年、鉄建屋に4年くらい務めた。鉄建の仕事は夏場日射病になるくらいきつかった。そのうち家賃が払えなくなって、ホームレス生活を15年位した。空き缶集めと餌用のハゼ釣りをして、月2万円程度稼いで生活していた。前立腺の手術をして2か月入院したが、医療費が払えずカテーテルを入れたまま退院した。その後、年金が入るようになり国民健康保険にも入り手術をした。昨年12月心不全で入院となり、翌月退院したが、住んでいたところ（公園）が工事で住めなくなるということで、病院のMSWが民生委員を通じて福祉事務所に話してくれて、4月に、ここを見学に来て入居となった。

以前ホームレス時代に紹介されたところはタコ部屋みたいところで良くなかった。ここは全く違って、住み心地がいい。

生活保護ケースワーカーとの話で、1年後にはアパートを借りて、そこに荷物を移して引っ越し予定。仕事をしたいのだが、この年齢で雇ってくれるところがあるかどうかわからない。アパートも家賃53,700円以内という決まりがあるので、自分の希望通りのところというわけにもいかない。元居たところの近くなら知り合いもいていいのだけれど・・・。

人生最後の楽しみとしては、釣りをすること。アパートに移ったら、自転車を買って、釣り仲間のいる所まで出かけた。自転車で行けるくらいのところにアパートをぜひとも見つけたい。

## V. 考察

### 1. 住居を失った理由とその後の居住状況

A氏は、勤めていた家業の業績悪化による失業に伴い住居も失った。B氏、C氏、D氏、E氏も理由は異なるものの同様に失業が原因となっている。その後の居住状況については、A氏が無料低額宿泊所で8年、C氏がネットカフェ利用に1年数か月、B氏、D氏、E氏が野宿生活を10～15年間経験している。このように、ホームレスとなる理由は、失業により家賃の支払いができなくなるという高度経済成長期における寄せ場の日雇い労働者がホームレス化する構造と同様である。その一方で、無料低額宿泊所の利用やネットカフェ生活により野宿生活とは違った形でのホームレスがいることがわかる。さらに、親族関係については、離婚や死別により配偶者がいなくなったり、親兄弟や子どもがいても付き合いがなかったりして、住まいに対する支援が望めないという点では共通している。

## 2. 失業後の生活状況

野宿生活を経験しているB氏、D氏、E氏は、アルミ缶拾いや魚の餌用となるハゼ釣り等によって収入を得るほか、E氏は年金収入を生活の糧としていた。

B氏は、市役所に相談に行きホームレス支援施設に入居するものの再びホームレスとなる選択をしている。ホームレス支援施設での生活状況の詳細やそこを退去した理由は聞いていないが、B氏にとっては、居心地のいいところではなかったのかもしれない。

D氏は、顔見知りとなったコンビニエンスストアの店員や公園で出会う人々との良好な人間関係を築いていて、それらの人からのサポートを受けている。また、愚痴を聴くことでお礼をもらうなど、D氏の存在が周囲の人への支援になっている一面もある。自分から挨拶をするなど、社交的な性格が受け入れられているのだと考える。また、夏の暑さや冬の寒さを公共施設の一部でしのがせてもらうなど、D氏自身のソーシャルサポートネットワーク<sup>18)</sup>が築かれていたと考える。

E氏は、ホームレス状態ではあったが、年金受給が可能となった後、国民健康保険にも加入している。以前紹介されたところは、タコ部屋みたいなところで良くなかったという語りからは、いわゆるブラックな宿泊施設での生活を経験したことで、ホームレスでいることの方がいいというふうと考えていたと察することができる。

## 3. X施設入居の理由

B氏、C氏、D氏の3人は、救急搬送<sup>19)</sup>され入院治療を受け回復した後、退院と同時にX施設に入居している。E氏は、心不全の治療のため入退院を繰り返すうちに、野宿先を失うこととなり入居に至っている。このように、A氏を除く4人は、いずれも自らホームレスからの脱却を求めたわけではなく、体調悪化による病気治療のため入院したことで、医療ソーシャルワーカーや民生委員からの支援を受けることができX施設に入居している。つまり、ホームレス状態にある人の多くは、現状に対しての危機感を持つこともなく、半ばあきらめのような境地にあるのではないだろうか。そのような思いの中で、自身の体調悪化を契機に医療ソーシャルワーカーという専門職や民生委員という福祉関係者と出会い、公的な支援へとつないでもらっている。以上の事から、ホームレス状態にある人に対して、福祉医療の専門職をはじめ、様々な関係者が積極的に関与して公的な支援へ繋いでいく必要があると考える。

## 4. X施設入居後の状況

X施設に対する感想は、5人とも口をそろえて、「いい」、「満足している（不満はない）」と述べているように、快適な生活ができていると考える。C氏の「ずっと不安の中で暮らしていた」、D氏の「物音がすると飛び起きて安心して眠れなかった」という語りからは、ホームレス暮らしの過酷さが伝わってくる。

X施設での生活に満足している理由としては、職員やスタッフの対応がとてもいいということ、外出や食事の選択が自由であり厳しい規律や干渉等がないことをあげている。このような環境が、入居者同士の交流を生んだり、近隣住民とかかわったりすることを促進していると考えられる。そして、健康になったということが一番喜んでいる。まだ、通院治療を受けていたり、介護保険制度のデイサービスを利用したりしているが、5人ともに表情は明るく、健康になったという自分に対する自信があるからこそ、施設から居宅生活移行の姿をイメージできていると考える。

## 5. 居宅生活へ移行するための支援

A氏とB氏は、ともに後期高齢者であり、介護保険制度を利用している。今後の介護度の状況にもよるが、まずは、居宅への移行を希望している。その希望を叶えるためには、介護保険制度だけでなくインフォーマルな支援も含めた在宅支援サービスの利用が必要になると考える。今後生活していく地域にどのような社会資源があるのか、また、必要な社会資源を創設していくことはできないのか、検討していかなければならないと考える。

A氏には、月1・2回世間話をする同年代の知人がいる。B氏、D氏、E氏には、以前のホームレス仲間との交流があり、その人たちの支援をしたいという希望や一緒に釣りをしたいという希望がある。このような希望を叶えるためには、知人やホームレス時代の仲間と日頃から会える距離にある住居を確保しなければならない。C氏は、プログラマーとしての仕事をしたいという希望をもっているが、在宅ワークが可能であり特定の地域での居住の必要性は感じていない。しかし、5人が住居探しに苦勞している理由は、生活保護の住宅扶助基準額にある。生活保護を受給しなければ、いつまた家賃が払えなくなり住居を失うことになるかもしれない。そもそも、生活保護を受給しなければ、生活自体が成り立たない生活困窮状況となる。

C氏の場合、X施設入居中にプログラマーとしての仕事が入り大幅に最低生活基準を超える収入を得ることができれば、生活保護から自立して住宅扶助基準を超える住居に住むことも可能である。しかし、この場合、住居を確保するための敷金等を生活保護の住宅扶助から支給することは難しいであろう。福祉事務所の裁量により住宅扶助基準の上限までを支給し、不足する金額をC氏が負担するというような措置を執ることはできないであろうか。

この生活保護制度における住宅扶助基準が家賃の実態に対応できていないことに関しては、住宅扶助基準額の増額や低家賃の公的住宅の整備など、ホームレス経験者に限った支援ではなく、持ち家のないすべての生活保護受給者のための対策として検討されるべきであると考えられる。

## Ⅵ. 結論

### 1. 日常生活支援住居施設入居による健康と安心・自由の獲得

ホームレス経験者は、日常生活支援住居施設を利用することによって、健康状態の回復を得るとともに、職員やスタッフのかかわりによって安心と自由を感じている。このように心身の安定が図られることによって施設から居宅生活に移行するイメージを持てるようになってきている。このことは、もうホームレス生活に戻らないという気持ちの表れであり、居宅生活という目標に向かっての第一歩といえる。入居者のこのような心境の変化は、日常生活支援住居施設の支援および環境によってもたらされたものである。

### 2. ソーシャルサポートネットワークを活かした支援

実際に居宅生活を送る場所を探していく際の場所の選定においては、可能な限りホームレス時代からの知人や日常生活支援住居施設入居後に築かれた人間関係を継続できる距離の場所を優先すべきである。ホームレス経験者の多くは、家族とのつながりを持たない人が多い。すでに高齢な人はもちろん、いずれは高齢者となったときに、サポートを得られる人がいるということは大事なことである。

ソーシャルサポートネットワークに関しては、まず、既存の関係性を活用することが基本であるが、新たな関係性を構築することも求められる。日常生活支援住居施設を退去した後の地域生活を送る上でのソーシャルサポートネットワーク形成に、どこまでかかわっていけるのかということを検討しなけれ

ばならない。入居者の選ぶ住まいは広範囲に及び、その地域すべての社会資源を一施設が把握することは、とうてい困難である。よって、日常生活支援住居施設が、他のホームレス経験者を支援している施設や管外の行政機関と良好な関係を築き、情報交換を行うなどして入居者の退去後の支援を考えていくことは効果的である。ホームレス経験者のソーシャルサポートネットワークの形成が重要であるように、支援関係者同士のネットワーク形成も必要と考える。

## Ⅶ. おわりに

厚生労働省は、「誰一人取り残さない社会に向けて」という目標を掲げて、地域共生社会の実現を目指している。この目標実現に向けては、社会福祉法第106条の4に、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設が規定された。この相談支援には、生活保護の対象とならない生活困窮者への相談支援が規定されていて生活困窮者自立支援事業として、福祉事務所設置自治体が直営又は市区町村社会福祉協議会等に委託して実施している。さらに、地域づくりに向けた支援においても、生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施が求められている。

生活困窮者がホームレス経験者というわけではないが、ホームレス経験者も含めた生活困窮者を地域住民の一員として受け入れる社会的包摂の考え方に根差した地域をつくっていかなければならない。そのためには、先述したように、サポートを受けられる親族のいない人々への支援も考えていかなければならない。このような人々に対する介護保険の「隙間」支援としての病院や買い物への付き添いから本人の希望によっては死後の葬儀や納骨まで対応する「生活サポート」事業を立ち上げたケアマネジャーがいる（朝日新聞 2024a）。まずは、支援の実績を重ねることで、自治体とのネットワークをつくって解決していけるよう、地域で支えていく土壌を作り上げていきたいとの思いからのソーシャルアクションである。

また、北九州市のホームレス支援を行っている認定NPO法人「抱樸」は、ホームレスなどの生活困窮者を含めた地域住民のための福祉施設「希望のまち」を2026年中に開設するとしている。「抱樸」理事長の奥田知志氏は、単身生活者が増えた現在、家族の形にとらわれず、支え合える仕組みづくりが重要として「家族機能の社会化」を目指している（朝日新聞 2024b）。

このように、地方、都市部ということを問わずに、親族からのサポートを受けることができない単身生活者へのサポートシステムが創設されている。今後、日常生活支援住居施設は、様々な関係機関とのネットワークを駆使して、ホームレス経験者を居宅生活につなぐ支援に重要な役割を果たしていくと考える。

付記：インタビュー協力者5名のうち4名の方々がアパート等を借りて居宅生活へ移行されている（2025年1月現在）。

謝辞：インタビューに御協力いただいたX施設入居者5名のみな様、インタビュー協力者の選定から実施日程調整、実施場所の確保等に多大な御配慮を頂いたX施設の施設長様に厚く御礼申し上げます。

## 注

1) 1999年に、内閣官房内閣内政審議室、厚生省社会・援護局、労働省職業安定局、警察庁生活安全局、

建設省、自治省に、ホームレスの多い東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、東京都新宿区の地方自治体が参加して開催された「ホームレス問題連絡会議」の協議をふまえて制定に至ったものである。

- 2) ホームレス人数の確認方法は、特別措置法のホームレスの定義に規定されている「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を生活保護ケースワーカー等の自治体職員が目視により行っているため、その時点で建物等の別の場所にいる人は含まれていないことから、実際の人数は公表されているよりも多いと推測される。
- 3) 社保発第0731001号、2003年7月31日による「ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護を適正に実施する」という通知と社保発第0731007号、2003年7月31日による「保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められた者に限る）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」、一定範囲内でその額を支給してもよいという通知である（大倉 2010b）。
- 4) 生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定されている生存権の具体的な施策であり、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」ものである。また、生活保護法第2条には、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と規定されている。そして、この要件として、生活保護法第4条に、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」とされている。この生活保護法第4条に示されている要件は、現に活用するための努力の結果、金銭として収入を得ていたり、扶養義務者からの仕送り等が実施され最低生活の維持にあてられた場合のことであり、単に稼働能力がある、資産がある、扶養義務者がいる等の理由で生活保護申請を妨げるものではない。
- 5) 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施主体は、生活保護制度を運営している福祉事務所設置自治体とされている。生活困窮者自立支援事業は、生活保護制度と異なり、委託が可能で、多くの自治体は、社会福祉協議会等に委託しているが、実質的に、両事業は同一自治体を実施するものであり、両事業の利用に際しての連携はスムーズに行われているといえる。実際に、2019年5月分の生活困窮者自立支援機関における新規相談21,181件のうち、「他の制度・機関へのつなぎ」となった4,830ケースのつなぎ先機関を見ると、「福祉事務所（生活保護担当部署）」が2,049人と最も多い。
- 6) 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設であり、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業である。
- 7) 寄せ場は、高度経済成長期以降に資本と国家とマスメディアの連携の下、制度としてつくられた空間である。寄せ場は、都市社会で不安定就労・不安定居住状態にある人々を最終的に囲い込み、安価で使い捨て可能な労働力として利用しつつ、同時に彼らの存在を封じ込めておく空間としての役割を担ってきた（堤 2010）。（下線は、原著では「」と表示）
- 8) 寄せ場における求人業者は高齢者より若年者を好む傾向にあり、特に不況となると高齢者の就労は困難になる（堤 2010）というように、高度経済成長期から長年日雇い労働を続けてきたものは高齢となり、就労の機会を失っていったと考えられる。
- 9) 大倉は、あたかもこれまでこのような状況に置かれた労働者がいなかったかのようなマスメディア

の報道について、「失業と同時に野宿を余儀なくされる労働者は、近代化以降、存在し続けていた」とホームレス化の構造は寄せ場の日雇労働者から就労の機会を奪い野宿生活へと追い込んだ構造と変わらないと述べている。

- 10) 道中が「保護受給層の貧困の様相―保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖」(道中 2007)において、K市における生活保護受給世帯実態調査から世帯主の30%程度が過去において生活保護受給経験があると実証したことから貧困の連鎖(世代間継承)と言われるようになった。
- 11) 調査対象者の最終学歴は中学卒が43%(うち高校中退13%)、高校卒が52%(うち大学中退2%)、大学卒が5%であった。
- 12) 生活保護法第30条第1項には次のように規定されている。生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき(中略)は、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。(中略)若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し(中略)て行うことができる。
- 13) 実施機関とは、生活保護法第19条に規定されているように、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長であり、生活保護法の定めるところにより保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。実際には、規則等により福祉事務所長に権限が委任され、福祉事務所長の管理の下、生活保護ケースワーカー及び査察指導員等により生活保護事務が運営されている。
- 14) 日雇労働者の自立・生活安定に向け、職業紹介などの就労支援や、生活総合相談、応急援護などの福祉的な支援を行っている機関で、公益財団法人によって運営されている。
- 15) 入居者はすべて生活保護受給者であり、就労状況および収入金額等については、本人が生活保護ケースワーカーを通じて申告し、生活保護実施機関である福祉事務所が把握している。
- 16) 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令第15条に規定されている支援内容を計画するものである。まず、入居者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般等の評価を通じて入居者の希望する生活や課題等の把握を行う。続いて、居宅生活への復帰を目指し自立した日常生活及び社会生活を送れるよう当該施設以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案を作成する。作成後は、内容を本人に説明し同意を得た個別支援計画を交付するとともに、その写しを保護の実施機関に提出することになっている。これら一連の流れは、インターク、アセスメント、プランニングというソーシャルワークのプロセスであり生活支援提供責任者が行っている。さらに支援が開始された後は、少なくとも6ヶ月に1回以上の検討(モニタリング)が行われ必要に応じて再アセスメントからプランニングの変更が行われる。
- 17) フードバンクやフードドライブを行っている団体から食品を寄付してもらい、それらを配布している。個人や企業から直接寄付を受けることもある。集まった食品はボランティアスタッフが仕分けし、一世帯分のセット組みを行った上で配布するのが一般的である。
- 18) 山田は、2012年から2018年にかけて実施してきたホームレス状態を経験し、現在アパート生活を送っている人を対象にしたパネル調査の結果として、ホームレス経験者は孤立傾向にあるとされていたが、サポートがない人はやや減少し、友人および支援団体からサポートを得られるという人がやや増加していることを明らかにしている。この理由として、現在試みられているホームレス経験者への生活支援や居場所づくりが一定の成果を上げつつあると述べている。

19) 2021年11月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」によると、現在の健康状態について、「あまりよくない・よくない」と答えた人は、調査への回答者1,141人中398人(34.9%)である。さらに、「あまりよくない・よくない」と答えた398人中回答のあった391人中「通院」、「市販薬」等で対処している人は144人(36.5%)で、何もしていない人が251人(63.5%)となっている。このような状況にあるホームレス状態の人が病状悪化により救急搬送されることは決して珍しいことではない。

## 参考文献

- 朝日新聞 2024a 『ケアマネが「生活サポート」事業』朝日新聞西部本社版 2024.12.17 朝刊 18面
- 朝日新聞 2024b 『「助けて」言えるまちづくり』朝日新聞西部本社版 2024.11.10 朝刊 1、2面
- 大倉祐二 2010a 「第4章放置された不安定就労の拡大とホームレス問題」『ホームレス・スタディーズ——排除と包摂のリアリティ——』ミネルヴァ書房
- 大倉祐二 2010b 「Column 生活保護と野宿者」『ホームレス・スタディーズ——排除と包摂のリアリティ——』ミネルヴァ書房
- 奥田知志 2018 「ホームレス自立支援センター等による一体型総合支援の効果と多機能化体制構築に向けた調査、及び一時生活支援事業・居住支援人材育成に関する研究事業報告書」
- 川上昌子 2005 「ホームレスの形成と性格」『日本におけるホームレスの実態』学文社
- 厚生労働省 2022 「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25330.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25330.html)2024.12.23 アクセス
- 厚生労働省 2023 「自治体の支援実績等（生活困窮者自立支援制度事業実施状況調査）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000701565.pdf>2024.12. 8 アクセス
- 厚生労働省 2024 「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39817.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39817.html)2024.12. 8 アクセス
- 駒村康平 2009 『大貧困社会』KADOKAWASSC 新書
- 堤圭史郎 2010 「序章ホームレス・スタディーズへの招待」『ホームレス・スタディーズ——排除と包摂のリアリティ——』ミネルヴァ書房
- 妻木進吾・堤圭史郎 2010 「第5章家族規範とホームレス——扶助か桎梏か」『ホームレス・スタディーズ——排除と包摂のリアリティ——』ミネルヴァ書房
- 山田壮志郎 2008 「ホームレスの多様性と複線的アプローチ——自立支援センターの支援記録にみるホームレス対策の課題——」『社会福祉学』第48巻第4号
- 山田壮志郎 2020 「序章生活困窮者と地域生活の持続可能性——ホームレス支援が抱える課題」『ホームレス経験者が地域で定着できる条件は何か』ミネルヴァ書房

## Helping People Experiencing Homelessness Toward In-Home Living through Residential Facilities for Daily Life Support

UCHIDA Mitsunori

### Abstract

Abstract: the “Act on Special Measures concerning Assistance in Self-Support of Homeless” was enacted in 2002, and the national and local governments began providing full-scale support for homeless people. The national survey on homelessness conducted in 2003 identified 25,296 homeless persons in 581 municipalities nationwide, while the January 2024 national survey confirmed 2,820 homeless persons in 217 municipalities.

For more than a decade following the introduction of the Act on Special Measures, independence support centers have been the main providers of support. However, the enactment of the law to support the independence of people in need in 2013 has created a pathway for self-support, allowing homeless persons to make practical use of the welfare law. As support for homeless people became enhanced in this way, a new problem emerged: the free/low-cost lodging facilities were serving as a place, other than the temporary living support projects, to provide welfare coverage for homeless people based on independence support centers and the law to support the independence of people in need. However, their housing conditions were poor and facility usage fees were unreasonably high. One of the measures against this “poverty business” is the newly established residential facilities for daily life support.

This paper discusses the support those residential facilities provide to the residents who are experiencing homelessness toward in-home living based on a survey of visits to the facilities and interviews with the residents.

The results showed that individuals experiencing homelessness have not only restored their health through the use of the facilities but also a sense of security and freedom thanks to the involvement of the staff. This stabilization of the body and mind allows them to imagine the transition from the use of the facilities to in-home living. When selecting a place for in-home living, it is also important to form a social support network for a life in the community after leaving the facilities. Therefore, it is necessary for the residential facilities to build good relationships with other facilities that assist people experiencing homelessness and with government agencies outside their jurisdiction, as well as to form networks among support personnel.

Keywords: residential facilities for daily life support, people experiencing homelessness, in-home living, security and freedom, social support network